

2016年7月1日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて

当社は、責任ある資産運用者としてスチュワードシップ責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明します。

スチュワードシップ責任

投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》

1. **機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、投資一任契約資産及び投資信託の運用を通して、顧客及び受益者の中長期的な投資リターンの拡大への寄与という観点から、以下の方針に沿ってスチュワードシップ活動を実行いたします。

- エンゲージメント活動実施の有無と優先順位、その手段などについては当社の各投資運用戦略・運用スタイルの特徴、エンゲージメント活動の内容などを総合的に判断したうえで、決定します。
- 当社は運用権限を委託する際、運用委託先には戦略ごとに、中心となるスチュワードシップ活動状況を確認することとします。

2. **機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当社は、顧客あるいはその関連企業の株式保有や議決権行使等において、「スチュワードシップ責任」を適切に果たします。利益相反のおそれのある取引については、顧客・受益者の利益が不当に害されることがないように適切に管理いたします。万が一、利益相反が発生した場合、問題の早期解決に努めます。また、運用権限を委託する場合、運用委託先の利益相反

に関する方針を確認し、必要に応じて運用委託先と協議を行うことにより、利益相反の管理責任を果たします。

3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業の分析を行い、状況を適格に把握するよう努めます。また、運用権限を委託する場合、運用委託先より適宜報告を求めることにより、運用委託先において投資先企業の状況が適格に把握されているかを確認します。

4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、必要に応じて適宜投資先企業と対話の機会を設けます。また、運用権限を委託する場合、運用委託先より適宜報告を求めることにより、運用委託先における本原則へのアプローチを確認します。

5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、「議決権行使に関する基本方針」を、当社ホームページ上で公表しています。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、投資信託財産に係る国内株式の議決権行使の結果について、原則として毎年5月及び6月に開催される株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、同年8月末を目途に当社ホームページ上で公表いたします。また「顧客・受益者」の個別の事情を踏まえ、適切に対応するよう努めます。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、本原則の趣旨に則り、役職員の研鑽に努めるとともに、運用委託先のスチュワードシップ活動状況を確認することにより、適切にスチュワードシップ活動を実行いたします。

以上